# 【植物防疫所からのお知らせ】

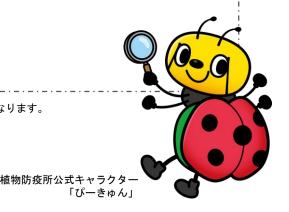
植物を日本へ輸入する際は 検査証明書(Phytosanitary certificate)を添付して、 植物防疫官による輸入検査を受ける必要があります。

検査証明書の添付が必要な植物に添付がない場合は、植物防疫法に基づき **廃棄処分** となります。 なお、貨物での輸入は **令和5年8月5日** から厳格な運用が開始されます。

対象となる植物について、詳しくは次ページ以降をご確認ください。

- 1. 検査証明書の添付を必要とする植物
  - 1.1 栽培用の植物
  - 1.2 消費用の生鮮植物
  - 1.3 こく類、まめ類
  - 1.4 木材
  - 1.5 肥料、飼料、農林業生産資材に利用するもの
  - 1.6 ドライフラワー、香辛料、漢方薬等の乾燥植物
  - 1.7 その他
- 2. ご注意ください
- 3. 関係法規

当該資料に記載の内容は、令和4年4月時点での情報になります。 今後、制度の改正によって変更がある場合があります。



## 植物防疫所のお問合せ先

ご不明な点がありましたら、植物防疫所にお問い合わせください。

**横浜植物防疫所 ——** 045-211-7152 **門司植物防疫所 ———** 093-321-2601

**名古屋植物防疫所** — 052-651-0112 **那覇植物防疫事務所** — 098-868-2850

神戸植物防疫所 —— 078-331-2386



### 1. 検査証明書の添付を必要とする植物



- 1.1 栽培用の植物
- ・苗、穂木、切穂 ・球根などの地下部 ・種子 ・バイテク苗
- 1.2 消費用の生鮮植物
- · 切花、切葉 · 生果実 · 野菜

凍結されたものは除きます。

#### 1.3 こく類、まめ類

- アカザ科種子 キノアなど
- イネ科種子 コメ(精米、玄米)、ムギ類(コムギ、オオムギ、ライムギなど)、トウモロコシ、アワ、キビ、ヒエ、カナリーシード、ワイルドライスなど
- タデ科種子 ソバなど
- ヒユ科種子 アマランサスなど
- マメ科種子 ダイズ、アズキ、ヤエナリ、インゲンマメ、エンドウ、ソラマメ、ササゲ、 ルピナス、ラッカセイ、レンズマメ、ヒヨコマメなど

圧縮、細断、破砕、粉砕されているものは除きます。

#### 1.4 木材

圧縮、細断、破砕、粉砕されているものは除きます。また、木材こん包材を除きます。

### 1.5 肥料、飼料、農林業生産資材に利用するもの

粕、ペレット、キューブなどの加工品を含みます。

- 乾牧草 アルファルファ、チモシー、ライグラス、スーダングラスなど
- 肥料・飼料 アルファルファ(キューブなど)、サトウダイコン(ビートパルプなど)、ダイズ (大豆粕など)などを主原料とするもの
- 培養資材 ピートモス、ミズゴケ、ヘゴ、ココピート、ほだ木、樹皮、竹材など土壌被覆材

### 1.6 ドライフラワー、香辛料、漢方薬等の乾燥植物

以下に挙げる植物が対象となります。

- ・乾燥され、かつ細断されたセンナの茎 オレンジの果実又は果皮 キャッサバの根
- ・乾燥され、かつ破砕・粉砕されたオレンジの果実 タマリンドの果実 キャッサバの根
- ・乾燥された(圧縮、細断、破砕又は粉砕されていない)

イタリアカサマツの葉、枝及び樹皮

エウカリプツス・スツアルチアーナの葉、枝、花及び果実

エウカリプツス・ビミナリスの葉、枝、花及び果実

エゴマの種子

カカオノキ(カカオ)の種子

カスタネア・クレナタ(クリ)の殻付き種子

グイボウルチア・ペレグリニアーナ(ブビンガ)の樹皮

クルミ核子(殻付きクルミ)

コエンドロ(コリアンダー)の葉及び種子

コショウボク(ペルビアンペッパー)の葉、枝、花及び果実

ゴマの種子

ザクロの果実

サトウマツの葉、枝及び樹皮

スギの果実

セイヨウアブラナ(ナタネ)の種子

センナの葉

タマリンドの果実

チュウゴクグリの殻付き種子

ナンヨウアブラギリの種子

ニオイクロタネソウ(ニゲラ)の種子

ハマスゲ(コウブシ(香附子))の葉及び茎

ピヌス・マリチマの葉、枝及び樹皮

ヒメウイキョウ(キャラウェイ)の種子

ブラジルナットノキ(ブラジルナッツ)の設付き種子

ベニバナの花及び種子

メボウキ(バジル)の葉及び種子

モモタマナの葉、枝及び花

ヨウシュネズ(ジュニパーベリー)の果実

ヨーロッパブナの葉、枝及び花

ワサビノキ(モリンガ)の葉及び果実

アカザ科の種子

イネ科の種子 パープルコーン、ジャイアントコーン、ポップコーン、ハトムギなど。 穂の付いたドライフラワー等も含む。

タデ科の種子

ヒユ科の種子

マメ科の種子(ケツメイシ、フェヌグリーク(コロハ(胡蘆巴))など)

### 1.7 その他

- ・ 凍結されたクルミ核子(殻付きクルミ)
- ・植物防疫法施行規則別表2の14及び15の項に規定する重要病害虫の寄主植物 (禁止対象地域以外で生産されたもの)

イネワラ、モミガラ、ムギワラなど

#### 2. ご注意ください



- 検査証明書(Phytosanitary certificate)の添付が必要な植物に添付がない場合は、植物防疫法に基づき 廃棄処分となります。
- ・植物防疫法で定める輸入禁止品は、検査証明書を添付しても輸入できません。
- ・植物と原産国の組み合わせによっては、輸出国での栽培地検査や精密な検査等が必要になり、 その該当する検査等を行った旨を、検査証明書に追記をする必要があります。詳細は、植物防疫所 ホームページにある「輸入条件データベース」で検索いただくか、植物防疫所にお問い合わせください。
- ・貨物での輸入においては、輸出国における検査証明書の発給体制を整備するための準備期間が 設けられていますが、令和5年8月5日からは検査証明書の添付が必要となりますので、ご注意ください。
- ・輸出国によっては、検査証明書を取得するための事前の<u>申請に時間を要したり、料金が発生する場合</u> があります。現地の詳しい情報は輸出者様を通じるなどして、輸出国政府機関にご確認ください。
- ・検査証明書(Phytosanitary certificate)とよく似た名前の別の証明書にご注意ください(衛生証明書 (例: Health Certificate)、原産地証明書(例: Certificate of Origin)、CITESなど)。他の書類が添付されていたとしても、検査証明書の添付がない場合は **廃棄処分**になります。
- ・検査証明書は、輸入する貨物に対して、輸出国で検査が行われたことを証明する書類です。そのため、 貨物が日本に到着した後の検査証明書の取得はできません。輸出前にあらかじめ輸出国での検査を 受け、検査証明書を取得してください。
- ・植物防疫官が必要と認める場合は検査証明書の他に、送り状(インボイス)、船荷証券(B/L(Bill of Lading))、積荷目録、航空貨物運輸状(AWB(Air Way Bill))の添付を求めることがあります。

#### 3. 関係法規



#### ·植物防疫法

#### (輸入の制限)

第六条 輸入する植物(栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害動植物が付着するおそれが 少ないものとして農林水産省令で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)及びその容 器包装は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着してい ないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、 輸入してはならない。

#### (輸入植物等の検査)

第八条 植物又は輸入禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出て、その植物 又は輸入禁止品及び容器包装につき、原状のままで、植物防疫官から、第六条〔輸入の制限〕第一 項及び第二項の規定に違反しないかどうか、輸入禁止品であるかどうか、並びに検疫有害動植物(農 林水産大臣が指定する検疫有害動植物を除く。本条及び次条において同じ。)があるかどうかについ ての検査を受けなければならない。

#### ·植物防疫法施行規則

(検査証明書の添付を要しない植物)

第五条の三 法第六条第一項の栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、肥料、飼料その他農林業の生産資材の用に供されるもの並びに別表二の十四及び十五の項の植物の欄に定めるものは、この限りでない。

- ー 乾燥され、かつ、圧縮されたもの
- 二 乾燥され、かつ、細断されたもの(センナの茎、オレンジの果実及び果皮並びにキャッサバの根を除く。)
- 三 乾燥され、かつ、破砕され、又は粉砕されたもの(オレンジ及びタマリンドの果実並びにキャッサバの根を除く。)
- 四 乾燥されたものであつて、圧縮され、細断され、破砕され、又は粉砕されていないもの。ただし、 木材及び次に掲げる植物ごとにそれぞれ次に定める部位を除く。

(略)